

# みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2019年10月 ▶



## 税務の話題

これから契約を検討されている方必見！  
生命保険に関する税務上の取り扱いが変わります！

お聞きになっている方もいらっしゃると思いますが、  
2019年6月、国税庁より「定期保険等の税務取扱」について、通達が公表されました。  
これからご契約(法人契約・個人事業主契約)される生命保険において、適用される取り扱いです。  
見直された保険商品に関する今後の取り扱いを、ご案内いたします。

### ▽対象となる保険商品

- ① 法人契約(被保険者が役員または従業員)  
個人事業主契約(被保険者が従業員)
- ② 保険期間:3年以上
- ③ 定期保険・第三分野保険

+ 支払保険料が  
給与とされないもの

この取扱いは  
2019年7月7日以前  
の契約には遡及しません。

生命保険は「節税」面でご検討される方も多いですが、皆さまの事業を考える上では本来の「保障」という面からもご検討をいただきたいと考えております。



### ▽取り扱いは、最高解約返戻率に応じて変わります！

| 最高解約返戻率  | 取り扱い  |               |  |                       |                           |
|--|---|---------------|--|-----------------------|---------------------------|
| 50%以下<br>(解約払戻金がない契約を含む)                               | 契約年齢や保険期間にかかわらず、全額損金(経費計上)。   |               |  |                       |                           |
| 50%超 70%以下   | 資産計上  | 支払保険料<br>全額損金 | 取崩   |                       |                           |
| 70%超 85%以下   | 保険料×40%<br>(60%は損金)   |               | 支払保険料全額損金<br>+<br>資産計上額取崩  |                       |                           |
|  |   |               | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>▲ 保険期間の<br/>4割期間経過</span> <span>▲ 保険期間の<br/>7.5割期間経過</span> </div> |                       |                           |
| 85%超   | 資産計上  | 支払保険料<br>全額損金 | 取崩   |                       |                           |
|  | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保険料×<br/>(最高解約返戻率×90%)</td> <td>保険料×<br/>(最高解約返戻率×70%)</td> </tr> </table> |               | 保険料×<br>(最高解約返戻率×90%)  | 保険料×<br>(最高解約返戻率×70%) | 支払保険料全額損金<br>+<br>資産計上額取崩 |
| 保険料×<br>(最高解約返戻率×90%)                                  | 保険料×<br>(最高解約返戻率×70%)   |               |  |                       |                           |
|  | 10年   | ※             | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>▲ 解約払戻金額が<br/>最も高くなる時期</span> </div>                               |                       |                           |
| ※「最高解約返戻率が到来する時期」と「年間の解約返戻金の増加額÷年換算保険料相当額≤70%」のいずれか遅い方 |   |               |  |                       |                           |